

大島商船高等専門学校学生心得

学生は、本校学生としての自覚を常に保持し、自主自律の精神を重んじ、5年間を通じて正課及び課外教育により、教育目標達成のために心身の健康に留意し、基本的な生活習慣を確立するよう心掛けなければならない。

学則、学生準則及びその他の諸規則を遵守して学生生活を実りあるものにし、望ましい人格の形成を目指して教育の目的を達成するよう努力して欲しい。

下記の項目は、日常生活において当面必要なもののみ掲げてあるが、その趣旨をよく理解し、有意義な学生生活を送ることを切に期待します。

諸届や願い出のための用紙請求先や提出先が一覧表にまとめてあるので参考にすること。

1 教務関係

- (1) 授業時間割は、各学級毎に別に定める。臨時変更がある場合は、学生用掲示板に掲示するので注意すること。
- (2) 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりである。ただし、定期試験、学校行事等がある場合は、別に指示する。

時 限	2時間連続 (90 分)		
SHR	8：40～8：45		
1 時限	8：50～10：20		
2 時限			
3 時限	10：30～12：00		
4 時限			
昼休憩			
5 時限	12：50～14：20		
6 時限			
7 時限	14：30～15：20		＊第7時限及び第8時限は、各50分とすることもある
8 時限	15：25～16：15		

居残り制限時刻 18:30

(学習・課外活動のため校内に居残る時刻の限度)

注:教員の指導の下に居残る場合は、この限りでない。

- (3) 常に健康保持に留意し、欠席や遅刻をしないように心掛け、勉学に励むこと。
疾病等やむを得ない事情のため出席できない場合は、学級担任に連絡し、所定の手続きをすること。
- (4) 登校中身体に異常を生じた場合は、速やかに学生係へ届け出ること。
- (5) 登校後は、始業時から放課後までの間は、昼休み時間を除きみだりに校外へ出ないこと。やむを得ない事情のため外出する必要がある場合は、学級担任又は教務係へ届け出ること。また、帰校後は同者にその旨報告すること。
- (6) 学級選出の各役員(委員)や学級当番は、その任務を十分理解し、学級担任の指導助言を受け、役割を果たすこと。
- (7) 清掃当番は、割り当てられた区域について放課後直ちに清掃を行い、学級担任(又は副担任)へ「清掃完了」の報告をすること。

2 課外活動

本校の学生全員で構成されている学生会に、文化系及び体育系のクラブ(部)や同好会がある。学生は、自発的な活動を通じて人間形成を助長し、相互の親和と啓発につとめ、学生生活の向上を図るようにつとめること。

学生は、何れかの部や同好会に所属し、積極的に参加し活動することが望ましい。

(学生会会則参照)

3 服装・礼儀

- (1) 校内における生活はもとより、校外にあっても常に礼儀正しくし、言葉づかい、態度、服装に気をつけ、良識ある行動によって本校学生としての誇りと自覚を身をもって示すよう必掛けること。
- (2) 学生は、本校の「学生生活ハンドブック記載の学生生活ガイド」を遵守すること。
校外の生活においても簡素なものを着用し、本校の学生としての品位を汚すことのないよう心掛けること。

- (3) 髪は、清潔・端正で学生らしく、他人に不快感を与えることのないよう心掛けること。
- (4) 外来者や本校職員に対してはもとより、学生間においても互いに挨拶・会釈をしあい、言葉づかいや態度に気をつけるよう心掛けること。

4 アルバイト等

(1) 低学年生(1～3年)のアルバイトは、長期休業中(夏季休業・冬季休業・学年末休業)を除き原則として禁止する。長期休業中にアルバイトの実施を求める者は、実施する前に「アルバイト許可願」を提出すること。許可を受けた後、「アルバイト就業届」を学級担任確認の上、学校へ提出することにより実施が可能となる。

通常期に、学資の一部を補う等のため、やむを得ない事情でアルバイトをする必要がある場合は、保護者や学級担任とよく相談すること。審議の上特別に許可することがある。

(2) 高学年生(4・5年)がアルバイトをしようとする時は、学業に差し支えない程度でアルバイトを実施すること。あくまでも優先すべきは学業であり、アルバイトが優先されるようなことがあってはならない。なお、場合によって、実施するアルバイト情報(就業先・仕事の内容・時給・保険等々)の提出を教員から求められた際には、速やかにアルバイト情報を提出すること。

(3) 学生が下記の業務に従事することは禁止する。

- ① 単なる労務以外の選挙運動に関するもの
- ② 深夜業
- ③ 風俗営業に類する業務
- ④ 危険有害な業務
- ⑤ その他学生として好ましくない業務

5 交通関係

最近交通事故が多発している折、被害を避けることは現下の社会にあっては万人が心掛けなければならないことでもある。まして、刑事上及び民事上の責任を負うことができず、心身ともに発達の十分でない学生は、そのことをよくわきまえ、悔いを残さないよう厳しく自らを戒めなければならない。

そのため次の事項を遵守すること。

(1) 運転免許取得について

イ 1年生から3年生の間は運転免許(原付免許を含む。)を取得してはならない。

ロ 運転免許を取得しようとする者は、4年生以降にすること。

ハ 運転免許を取得しようとする者は、長期の休暇を利用し学業に支障のないようにすること。

二 前項イ、ロ、ハについて特別の事情がある場合は、保護者の同意連署を以て願い出があれば、特別に許可する場合がある。

ホ 運転免許を取得した者は、学級担任を経て届け出ること。

(2) 通学、外出、旅行を問わず、可能な限り公共交通機関を利用し、車両の運転を避けること。

(3) 歩行時においても、道路交通法を守るとは勿論のこと、交通道徳の高揚につとめること。

(4) 車両等(自転車を除く。)は、修学上不必要であるので、校内及び町内にもって来ないこと。

(5) 通学に車両等を使用する場合は本校「車両通学に関する規則」の範囲内で許可されるので、所定の手続きをすること。

(6) 休暇中自宅に居る間、家事手伝い等で車両を使用する必要がある場合でも、運行責任者が他にある場合のほかは使用しないこと。

(7) 万一、交通違反に問われた場合、又は交通事故に遭った場合(被害者又は加害者の場合ともに)は、係官の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡すること。

6 下宿生活

(1) 下宿(間借・知人宅を含む。)を利用して通学することは、静かな学習時間の確保等修学には好都合な場合もあるが、その反面放縦に流れ余暇の善用を誤る場合も多いことに留意し、その特色を生かす生活態度を維持するよう絶えず自戒しなければならない。

(2) 下宿を希望する学生は、所定の手続きをすること。また、下宿先を変更する場合も速やかに手続きをすること。

(3) 本校学生としてふさわしくない場所には、下宿しないこと。

(4) 下宿先の家族や地域の人々とは常に品位と礼儀をもって接し、日常の生活においては互いに助け合う生活習慣を持つこと。

7 成人者の飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は、成人に達した学生といえども、修学途上の身であり、これらは心身の発達を阻害し、勉学の妨げとなるばかりでなく、高専においては大部分の学生が未成年者であり、他に及ぼす影響も著しく大き

いので、守るべき事項を列挙しておく。

(1) 飲酒について

- イ 校内での飲酒は、禁止する。
- ロ 酒気を帯びて校内に入ってはならない。
- ハ 未成年者が同席している場所で飲酒してはならない。
- ニ 校外においても体育大会等、団体で行動する場合は禁止する。

(2) 喫煙について

- イ 校内での喫煙は禁止する。
- ロ 校外においても、登下校中や未成年者が同席している場所、喫煙が禁止されている場所では喫煙してはならない。

8 施設・設備の利用

- (1) 本校の施設・設備を利用する場合は、所定の手続きをとり、使用許可を得ること。ただし、課外活動等で日常的に使用することを認められている場合は、この限りでない。
- (2) 寮外生の寮施設への無断立ち入りは、禁止する。
- (3) 「商船会館」のトレーニングルームは、定められた時間内に限り利用してよい。研修室については所定の手続きをし、許可を得ること。

9 校外生活一般

公民として守るべき法律や条令及び一般道徳を遵守し、良識ある行動によって本校学生としての誇りと自覚を自ら身をもって示すよう心掛けること。

次に基本的な事項を記しておくが、決してこれらが全てではなく、日常生活のあらゆる場面において、自己の人間形成と学業に専念するよう心掛けて欲しい。

- (1) 青少年健全育成のため地域の警察や学校の関係者で補導連絡協議会をつくり、互いに連絡をとりあって指導育成にあたっている。校外において交通法規や各種条例違反等で補導された場合は、速やかに学校へ届け出ること。
- (2) 本校の学生は、寮では平日 19:50 の門限を遵守しているので、自宅通学生等寮外生も夜間の外出はつとめて避けること。
- (3) 学生として好ましくない所に出入りしないこと。
- (4) 海外渡航する場合は、所定の手続きをすること。

10 学生旅客運賃割引証・通学定期乗車券

(1) 学生旅客運賃割引証

見学・実習・帰省等の際、JR を利用して片道 100 キロメートル以上の旅行をする場合は、学生係で学生旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用できる。学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたもので、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に交付される。

- イ 休暇、所用による帰省
- ロ 実験実習などの正課の教育活動
- ハ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ニ 就職又は進学のための受験等
- ホ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ヘ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ト 保護者の旅行への随行

学割証を利用する場合には、学割証裏面の「注意事項」をよく読んだ上、正しく利用し、次の事項には、特に注意すること。

- イ 記名人以外の者は、利用できない。
- ロ 有効期間（発行の日から 3 か月）を過ぎたものは、利用できない。
- ハ 学割証で購入した「割引乗車券」は、学生証を携帯しない場合は使用できない。

(2) 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、住所の最寄駅から学校の最寄駅までの区間について発売される。学生証が「通学証明書」の役割を果たすので、駅で学生証を提示して購入すること。

通学定期乗車券の使用は、本人に限られ、学生証を必ず携帯する等の条件があるので、裏面の「注意事項」を遵守すること。

11 寮内生活

寮生の寮内生活については、本校学寮に関する諸規則や寮生心得を熟読し、遵守すること。

付 記（付記の一部を省略した。）

この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この心得は、令和 3 年 7 月 13 日から実施する。

この心得は、令和 4 年 12 月 22 日から実施する。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。